

■ 労働委員会とは？ ■

労働委員会は、労働基本権の保護と労使関係の安定、正常化を図ることを目的に設立された行政機関です。公平な第三者機関として労働組合・労働者と使用者間の紛争が迅速・円満に解決されるようお手伝いします。

国が設置する「中央労働委員会」と都道府県が設置する「都道府県労働委員会」があり「**北海道労働委員会（道労委）**」は北海道庁におかれています。

■ 労働委員会の役割は？ ■

労働委員会では、労使間の紛争解決に向けて主に次の業務を行っています。

個別的労使紛争のあっせん	労働者個人と使用者間の労働条件などに関する紛争解決の援助
労働争議のあっせん	労働組合等と使用者間の労使関係などに関する紛争解決の援助
不当労働行為の審査	組合活動を理由とした使用者の不利益な取扱いなどの審査

■ 労働委員会の委員は？ ■

労働委員会は、学識経験者等から選出される公益委員、労使の各団体の推薦を受けて選出される労働者委員、使用者委員の三者により構成されています。

公益委員	公益を代表する委員で 大学教授、弁護士など
労働者委員	労働者を代表する委員で 労働組合役員など
使用者委員	使用者を代表する委員で 企業経営者、使用者団体役員など

■ 労働委員会の特徴は？ ■

労働委員会では、公益委員のほか労使それぞれの立場に深い理解を持った労働者委員、使用者委員の三者で問題解決に当たります。

■ ■ ご利用に当たって

- * 労働委員会の利用は、**無料**です
- * **申請書・申立書の作成は事務局がお手伝い**します
- * 札幌近郊以外は、**現地であっせん**等を行います
- * **公・労・使三者構成で問題解決**に当たります
- * 相談内容の**秘密は守ります**

■ ■ 手続などは、お気軽にご相談ください ■ ■

北海道労働委員会 案内図



○所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館10階）

○電話

総務審査課 総括グループ 011-204-5662
 審査グループ 011-204-5664
 調整課 調整グループ 011-204-5666
 個別対策グループ 011-204-5667

○F A X 011-232-1057

○E-mail douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp

○ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>

北海道労働委員会

検索



労使間のトラブルで お困りのときは

労働委員会をご利用ください

労働者と使用者との間におきた問題は
十分な話し合いで
自主的に解決されることが望ましいことですが
思うようにいかないこともあります
こんなとき
その問題解決のお手伝いをするのが
労働委員会です



労働委員会は
労使間の紛争解決をサポートする
道の行政機関です

北海道労働委員会

こんなことでお困りのときは
ぜひご相談ください

各制度の手続は



労働者個人 ↔ 使用者

個別的労使紛争

労働者個人と使用者との間で労働条件などの労働関係について自主的に解決ができない場合に **あっせんの申請**ができます。

- **労働条件に関するもの**
労働契約、労働時間、時間外労働など
- **経営又は人事に関するもの**
解雇、配置転換、退職など
- **賃金等に関するもの**
賃金、一時金、解雇手当など

まずは労働相談

労働相談ホットラインなど

あっせん申請

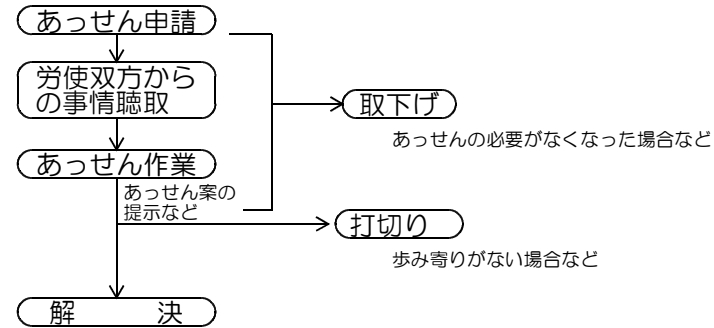
労働者個人
使用者
労働双方

から申請書を提出

個別的労使紛争のあっせん

公・労・使からなるあっせん員が労働者個人と使用者の間に立って問題解決ができるようお手伝いする制度です。

(あっせんのながれ)



詳しくは、事務局調整課
個別対策グループにご相談ください

☎ 011-204-5667(直通)
011-231-4111(道庁代表)
内線32-564・582・585

労働相談は労働相談ホットラインまで
フリーダイヤル 0120-81-6105
月～金曜日 17:00～20:00
土曜日 13:00～16:00



労働組合等 ↔ 使用者

労働争議がおきたとき

労働組合と使用者の間で賃金などの労働条件や組合活動などの労使関係についてたとえば次のようなことで自主的に解決ができない場合に **あっせんの申請**ができます。

- **労働条件に関するもの**
賃上げ、一時金、労働時間、配置転換など
- **労使関係に関するもの**
団体交渉、組合活動、労働協約など

あっせん申請

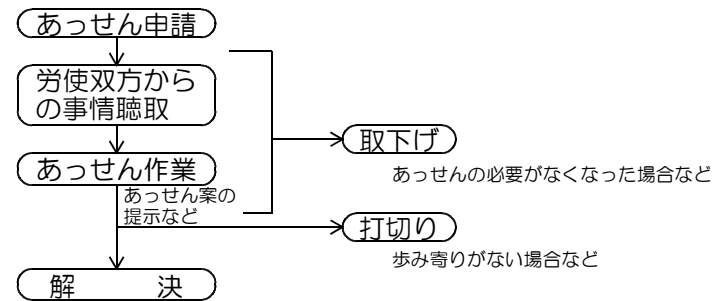
労働組合
使用者
労働双方

から申請書を提出

労働争議のあっせん

公・労・使からなるあっせん員が労働組合等と使用者の間に立って問題解決ができるようお手伝いする制度です。

(あっせんのながれ)



詳しくは、事務局調整課
調整グループにご相談ください

☎ 011-204-5666(直通)
011-231-4111(道庁代表)
内線32-561～563

※ 他に労働争議の「調停」、
「仲裁」制度もあります



労働組合 ↔ 使用者

不当労働行為を受けたとき

労働組合法では、たとえば次のような使用者の行為を不当労働行為として禁止していますので、**救済の申立て**ができます。

- **労働組合に加入したり労働組合を結成しようとしたことを理由に**
解雇・配置転換をすること
賃金などで差別的な取扱いをすること
- **団体交渉の申入れに対し**
正当な理由なく拒否すること
- **組合活動への嫌がらせや労働組合からの脱退勧誘など**
労働組合の運営に支配介入すること

救済の申立て

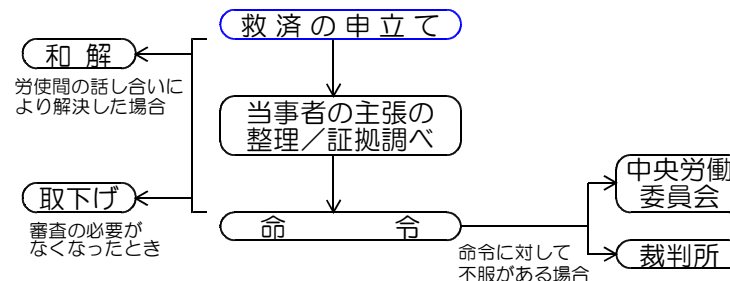
労働組合
(労働者)

から申立書を提出

不当労働行為の審査

使用者が不当労働行為を行ったかどうかを審査する制度です。

(審査のながれ)



詳しくは、事務局総務審査課
審査グループにご相談ください

☎ 011-204-5664(直通)
011-231-4111(道庁代表)
内線32-541～545

※ 他に「労働組合の資格審査」
も行ってあります